

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成24年3月9日提出
【計算期間】	第3期（自 平成23年6月11日 至 平成23年12月12日）
【ファンド名】	ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンド
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石川 茂
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目12番2号
【事務連絡者氏名】	小島 文雄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目12番2号
【電話番号】	03-5205-0700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は1,300億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産（ ）
	内外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	（日本を含む）	ファミリー	あり
大型株	年4回	日本	ファンド	
中小型株	年6回	北米		
債券	（隔月）	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	（毎月）	オセアニア	ファンド・	
社債	日々	中南米	オブ・	
その他債券	その他	アフリカ	ファンズ	なし
クレジット	（ ）	中近東		
属性（ ）		（中東）		
不動産投信		エマージング		
その他資産（投資信				
託証券（株式））				
資産複合（ ）				

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資を行います。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株式））」に分類されます。
決算頻度	年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< ファンドの特色 >

1 成長性の高いベトナム株式への投資

若く勤勉な労働力を持ち、高い経済成長力を持つベトナムの株式に投資します。

実質的な運用にあたっては、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッドに運用に関する助言を受けます。

ドラゴン・キャピタル・グループについて

ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッドは、ドラゴン・キャピタル・グループの一員です。

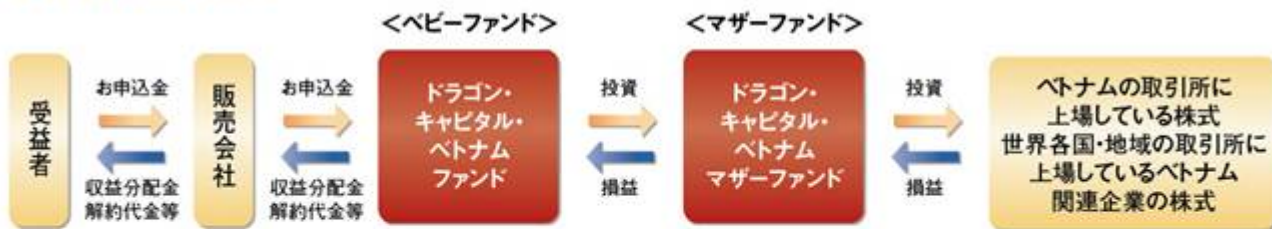
ドラゴン・キャピタル・グループは1994年以来、17年間ベトナム専門に投資活動を行ってきたベトナムで最も歴史のある運用会社を有しています。

2 ファミリーファンド方式で運用

ファミリーファンド方式で運用を行ない、マザーファンドへの投資を通じて主としてベトナムで設立された企業またはベトナム関連企業によって発行された株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な元本の成長を追求します。また、原則として為替ヘッジは行ないません。

（ベトナム関連企業とは、ベトナムの証券取引所に上場されている企業、またはベトナムで営業を行なうもしくはベトナム経済の動向から影響を受けるビジネスを行っており、その他の取引所に上場されている企業をいいます。）

<ファンドの仕組み>



3

年2回決算を行ない、運用実績等に応じて収益分配を行ないます。

毎年2回（6月10日及び12月10日。ただし休業日の場合は翌営業日）、決算を行ない収益の分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないこともあります。

< 追加的記載事項 >

ベトナムの魅力

魅力1 高い経済成長力

1980年代の半ばから市場経済システムを導入し、長期にわたり7%前後の実質GDP成長を遂げつつあります。就労人口も農業から工業、高付加価値産業へと移行しつつあります。2008年～2009年の世界的な金融危機の渦中でも、ベトナムのGDP成長率は5%を超え、2010年は6.8%、IMF予測では2016年には7.5%と予測されています。

【ベトナム語】 **Đổi mới** (ドイモイ)

1986年12月のベトナム共産党第6回大会でドイモイ路線が採択されて、ベトナム経済は回復に向けて踏み出しました。ドイモイのドイは「変える」、モイは「新しい」を意味するベトナム語で、日本語としては「刷新」と訳されるのが一般的です。ドイモイは「市場経済の導入」「対外開放」を2本の柱として進められました。

魅力2 若く勤勉な労働力

現在の人口は約9,000万人、年間に100万人のペースで増加しており2020年には1億人を超えると予想されています。平均年齢は約26歳と若く、勤勉な労働者による高い国際競争力、国営企業の民営化進展などが経済成長の原動力となっています。

ベトナムの産業構造の推移

■農業から製造業へ

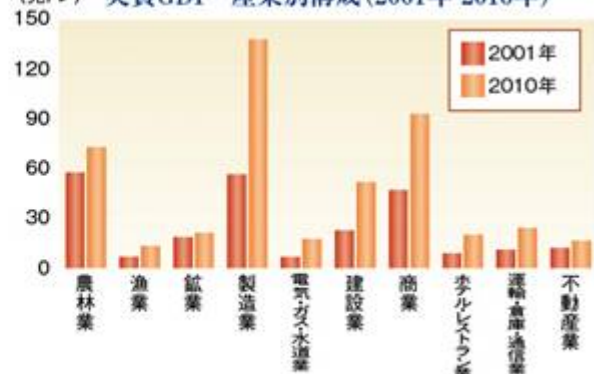
ベトナムは近年の経済成長により産業構造も大きく変化してきています。

2001年から2010年の実質GDP産業別構成の推移では、製造業の伸びが著しく、第一次産業（農林水産業）の占める割合は相対的に低下しています。

■日本企業の進出

1990年代半ばの第1次ベトナム進出ブームに始まり2008年末には日越間に「経済連携協定」が締結され、社数にして600社余りが既に進出しています。最近では発電、鉄道、大規模製油所などのインフラ建設、大規模プロジェクトへの出資、提携が加速しています。

(兆ドン) 実質GDP※産業別構成(2001年・2010年)



出所: General Statistics Office Of Vietnam
※1994年末値を基準とした、インフレ調整後の値

ベトナム社会主義共和国のご紹介



赤は革命で流された尊い血を表わし、黄色の星の5条の光はそれぞれ労働者、農民、知識人、青年、兵士の5階層の団結を象徴しています。
通称「金星紅旗」と呼ばれています。

政治体制は社会主義で、経済には市場原理重視の政策を取り入れ、迅速、機動的な政策決定、運営により近年では安定した高成長を達成しています。

面 積	329,241平方キロメートル
人 口	9,055万人(2011年7月、CIA推計)
首 都	ハノイ：人口647万人 第2都市 ホーチミン：人口717万人
宗 教	仏教(80%)、カトリック、カオダイ教 他
公用語	ベトナム語
通 貨	ドン(2012年1月末現在 10,000ドン＝36.3円)
主要産業	農林水産業、鉱業、軽工業
輸 出	縫製品、原油、履物、水産物等
輸 入	機械機器(同部品)、石油、鉄鋼、布製品等

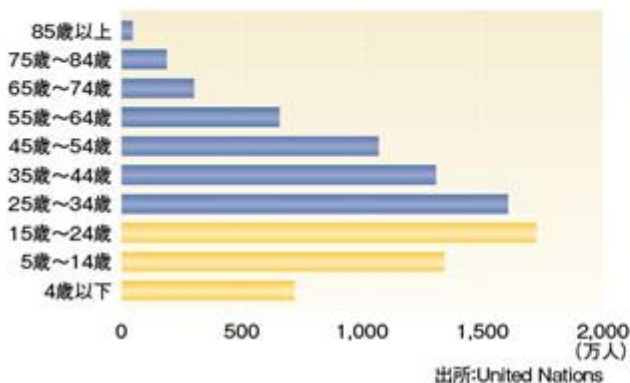
出所：外務省、CIA



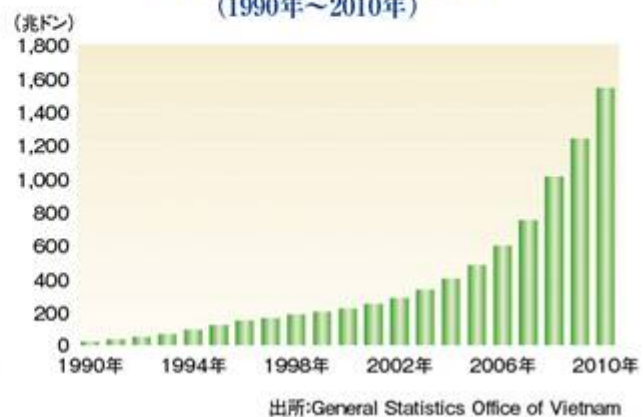
ベトナムの人口

ベトナムの全人口は約9,000万人、約半分が25歳以下であり、その若いパワーは旺盛な消費を生み出します。また、毎年約150万人が社会に出ており、安価な労働力は国際競争力の源ともなります。

ベトナムの人口構成
(2010年)



ベトナムの小売売上高の推移
(1990年～2010年)



ベトナム株式市場について

ベトナムの株式市場は経済の拡大と共に成長を続けています。

2012年1月末現在、時価総額は約453兆ベトナムドン(1万ドン＝36.3円換算で約1.6兆円)の株式市場となっています。

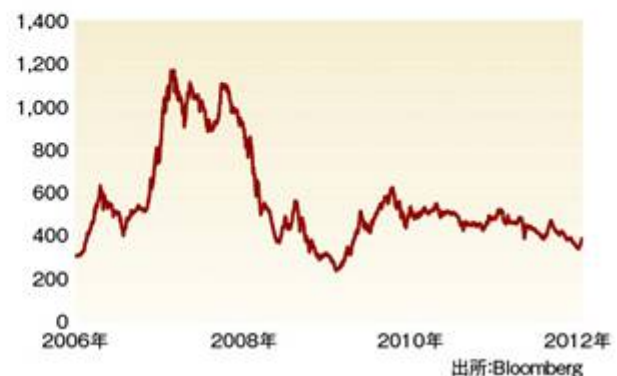
ホーチミン証券取引所時価総額と売買代金の推移
(2006年～2011年)

※2006年の1日当たり平均売買代金のデータについては未取得



ベトナムVN指数の推移
(2006年1月～2012年1月)

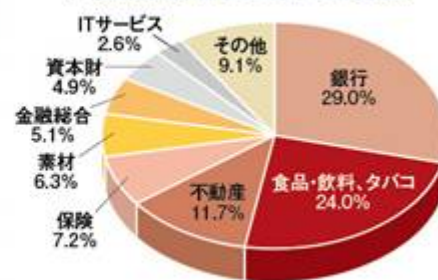
ベトナムVN指数(ベトナム株価指数)は、ホーチミン証券取引所上場の全銘柄からなる時価総額加重平均指数です。2000年7月28日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出されます。



ホーチミン証券取引所上場の主な銘柄(2012年1月)

銘柄名	業種	指数構成 比率	株価収益率		株価純資産 倍率	
			PER	EPS成長率	PBR	
ベトナム銀行(ベトナム外資銀行)	銀行	11.0%	10.5倍	-7.4%	1.7倍	
マッサン・グループ	食品・飲料、タバコ	10.8%	17.1倍	-	3.7倍	
ビナムルク(ベトナム乳業)	食品・飲料、タバコ	9.3%	11.8倍	51.7%	4.1倍	
ベトナム銀行(ベトナム産業貿易商業銀行)	銀行	9.1%	8.1倍	-	1.8倍	
ビンコム	不動産	8.3%	15.1倍	92.3%	6.8倍	
バオ・ベトナム・ホールディングス	保険	6.9%	36.9倍	1.3%	3.2倍	
サコムバンク(サイゴン商信株式商業銀行)	銀行	3.6%	4.9倍	-51.2%	1.2倍	
エクシムバンク(ベトナム輸出入銀行)	銀行	3.6%	7.0倍	60.2%	1.2倍	
FPT	テクノロジー	2.1%	5.9倍	20.2%	1.9倍	
ベトロベトナム化学肥料	素材	2.0%	3.7倍	26.4%	1.3倍	
VN株価指数(301銘柄)	-	100%	7.9倍	-	1.3倍	

出所:Bloomberg

ベトナム市場の業種構成
(時価総額比、2012年1月現在)

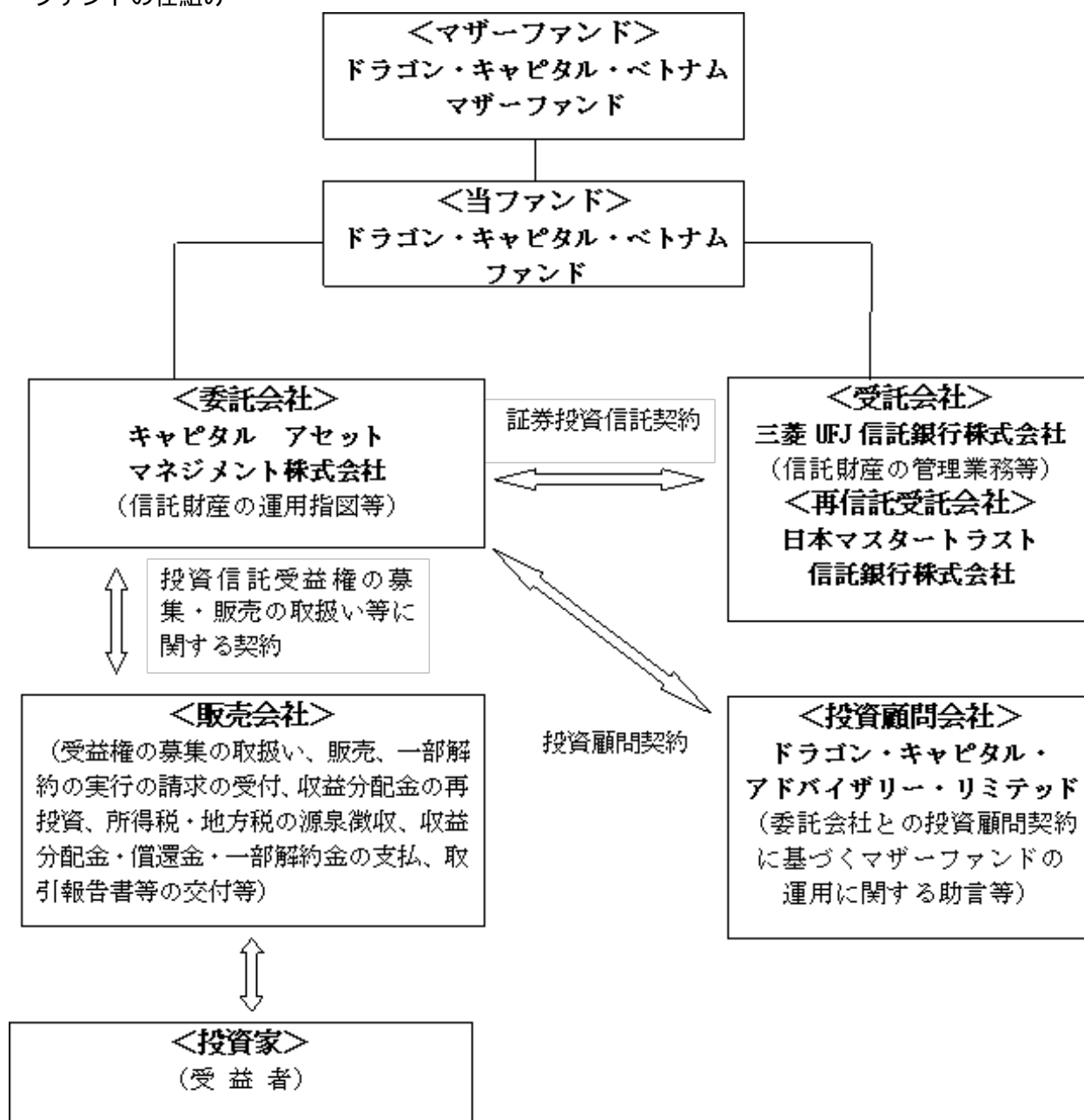
出所:Bloomberg

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年8月10日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ．キャピタル アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ．三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で証券投資信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

ニ．ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド（「投資顧問会社」）

委託会社との間に締結した「投資顧問契約」に基づき、マザーファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成24年1月末日現在）

資本金 280百万円

発行済株式の総数 10,305株（内普通株式8,705株）

ロ．委託会社の沿革

平成16年1月 ヒューミント投資顧問株式会社設立

平成16年2月 投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号

平成16年6月 投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号

平成19年3月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号

平成19年9月 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第383号

平成20年6月 総合不動産投資顧問業登録 国土交通大臣 総合-第101号

平成21年10月 キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社に
商号変更

平成22年3月 キャピタル アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況（平成24年1月末日現在）

発行済株式の総数（a） および資本金	10,305株（内普通株式8,705株） 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 （b）（普通株式）	比率 （b/a）
キャピタル・パートナーズ 証券株式会社	東京都中央区日本橋三丁目 12番2号	7,365株	84.6%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

主要投資対象

ドラゴン・キャピタル・ベトナムマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお株式等に直接投資する場合があります。

投資態度

イ．マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。なお、株式等に直接投資する場合があります。

ロ．上記マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

ハ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

ニ．投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限り、）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主としてキャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ドラゴン・キャピタル・ベトナムマザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券、転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるもの

をいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に限り、有価証券に係るものに限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総

額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

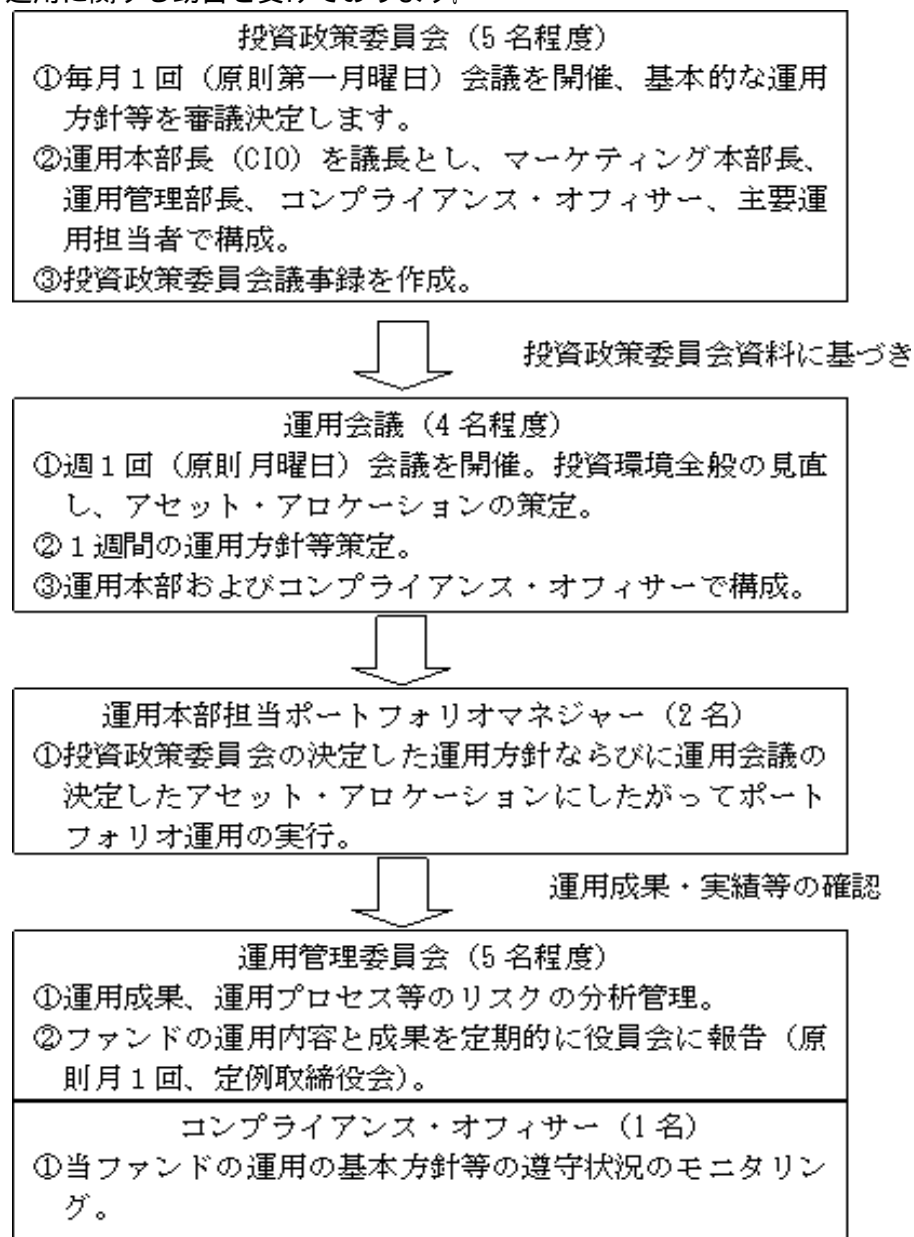
（３）【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。

なお、当ファンドは投資顧問会社（ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド）によるマザーファンドの運用に関する助言を受けております。



内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運営を行うべく、オペレーション部門による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行い、適正性の確保

に努める体制としております。また、当ファンドの運用状況および運用成果等については、運用管理部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、業務執行に係る社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

投資顧問会社：定期的に投資顧問会社の経営状態、運用体制やリスク管理体制、マザーファンドの運用のための情報および助言等の執行状況の調査・チェックを行います。

（注）運用体制は平成24年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎年２回（６月10日および12月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）および売買益（評価益を含みます。ただし、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。原則として、配当等収益等を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託会社の判断に基づき運用の基本方針と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款による投資制限 >

マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。

株式への実質投資は、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第25条の範囲で行います。

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

資金の借入れ

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二．借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

< 法令等による投資制限 >

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）をおこない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針等

（1）主要投資対象

ベトナムの取引所に上場している株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

イ．主としてベトナムの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ロ．銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。

ハ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

二．投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲内で行います。

スワップ取引は、約款第20条の範囲内で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第21条の範囲内で行います。

3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的にはベトナムの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式など値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

基準価額の主な変動要因については、次の通りです。

株式の価格変動リスク

当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します（ただし、これに限定されるものではありません）。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

カントリーリスク

当ファンドが投資するベトナムの経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策や税制の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当

ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

資金移動に係るリスク

当ファンドの主要投資対象国であるベトナム政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

（２）買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付・ご換金に制限を設けることがあります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

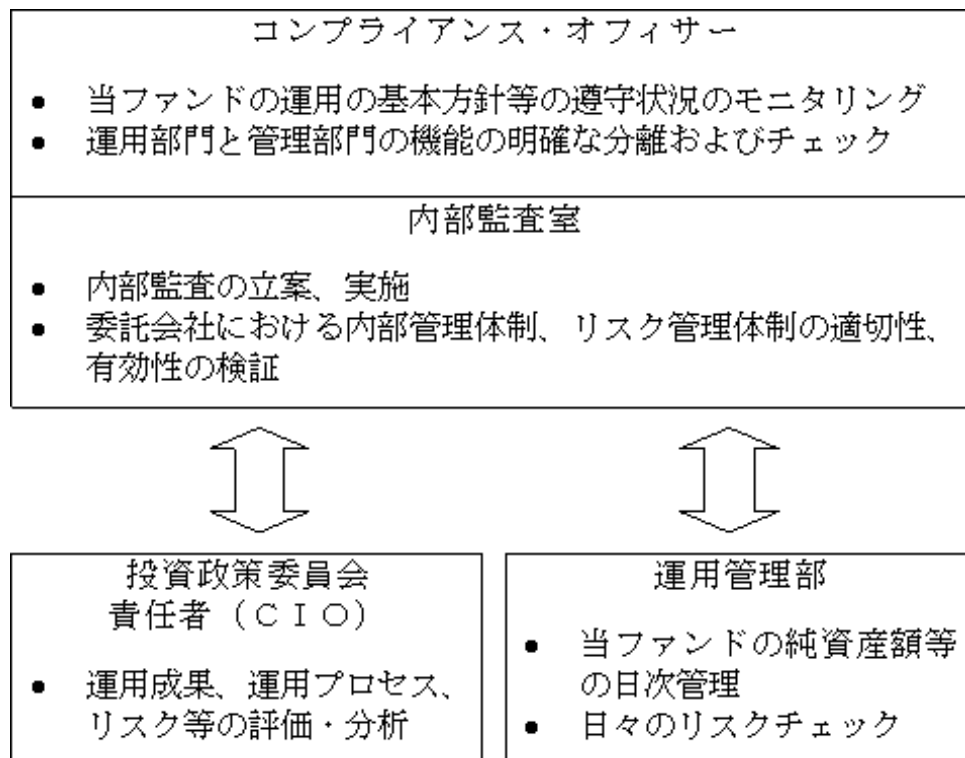
その他の留意点

当ファンドは、受益権口数が1億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

（３）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



担当部署等の概要

コンプライアンス・オフィサー

- ・ 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等のは正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 運用ガイドラインの遵守状況のモニター
 - ・ 取引の妥当性のチェック
 - ・ 利益相反取引のチェック

内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は平成24年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（参考）投資顧問会社（ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド）のリスク管理体制（「グループ」とは、投資顧問会社の親会社（ドラゴン・キャピタル・グループ・リミテッド）とその子会社を意味します。）

コンプライアンス

投資顧問会社のコンプライアンスはグループの法務部が担当しております。投資顧問会社の親会社は経営アドバイザー委員会を設置、同委員会はグループが関係する全ての金融取引について効率的かつ慎重な運営を行うべく管理監督する役割を果たしています。グループの法務部は5名の法律専門家からなり、全てのコンプライアンス関連の事象を経営アドバイザー委員会に報告する義務を負っています。経営アドバイザー委員会は、極めて広範な役割を担うもので、リスク管理、ITシステム、ディスクロージャー、運用報告および顧客管理を含みます。

リスク管理

リスク管理は投資顧問会社の投資助言委員会が担っており、同委員会が投資顧問会社における投資助言プロセスを監督しています。委員会のメンバーは投資対象に関する分析、デュー・ディリジェンス、他の付加価値創造を趣旨とする他の業務と並行して主観的にも客観的にもリスク管理に貢献することを求められています。コンプライアンスの項目で述べたように、経営アドバイザー委員会は投資

顧問会社の金融関連業務の全ての側面で効率かつ慎重な業務推進がなされるように管理監督しています。コンプライアンス、リスク管理、ITシステム、ディスクロージャー、運用報告の多岐にわたる責任を有しています。更にリスク管理に関して、グループは内部監査を実施しています。グループの内部監査部の役割はグループの運営に付加価値をもたらす、改善すべく、独立した客観的な見地に基づいたグループ内コンサルティングの機能を果たすことです。この部署の存在によって、投資顧問会社は規律あるシステムティックな手法によってその目標を達成するために、リスク管理、ガバナンスのプロセスを評価、改善しています。

（注）投資顧問会社のリスク管理体制は平成23年7月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動継続投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、次の1）および2）を合計した額とします。

1) 固定報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年率2.499%（税抜2.38%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年率1.68% （税抜 1.6%）	年率0.735% （税抜 0.7%）	年率0.084% （税抜 0.08%）

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

2) 実績報酬

・委託会社は、1)の固定報酬とは別に、運用の実績によって実績報酬を受領します。実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎計算日の前日の基準価額（以下、基準価額とは、10,000口あ

たりの基準価額をいいます。)が、ハイウォーターマーク価格(以下、「HWM」といいます。HWMとは、10,000口あたりのHWMをいいます。)を上回った場合、当該HWMを超える基準価額の超過部分に対して20%として計算します。

- ・ HWMは、各計算期間末日において翌計算期間分を設定します。
 1. 第一計算期間におけるHWMは、10,000円とします。
 2. 第二計算期間以降は、前計算期間におけるHWMと、前計算期間末日における実績報酬控除後、分配金控除前の基準価額を比較し、より高い価額を当該計算期間の仮HWMとします。
 3. 仮HWMより、前期分配金(分配金の支払いが行われなかった場合は0「ゼロ」とします。)を控除した額を、当該計算期間に適用するHWMとします。
- ・ 実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎計算日、以下により計算されるものとします。
 1. 実績報酬の計算期間は、当ファンドの各計算期間を1期として取扱います。
 2. 実績報酬 = (計算日前日における基準価額 - 当該計算期間に適用するHWM) × 20% × 受益権平均口数 / 10,000
 - * 計算日前日における基準価額とは、(計算日前日の純資産総額 + 前日計上の成功報酬) ÷ 前日口数によって算出される基準価額をいいます。
 - * 受益権平均口数とは、各計算期間の開始日から実績報酬計算日前日まで(営業日を対象に計算します。)の受益権の平均口数をいいます。
- ・ 実績報酬は、計算期間中において発生のごとく信託財産の費用として計上します。ただし、計上日の翌営業日に反対計上され、最終的に各計算期間末日または信託終了日に計上された実績報酬が、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

上記の信託報酬は、毎計算期末を含む毎月10日(当該日が休業日のときは、その翌営業日とします。)の翌営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

前各項の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

1. 法律顧問に対する報酬および費用
2. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
4. 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
6. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
7. 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用(債権回収に要する弁護士費用等を含む。)

委託会社は前各項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積

もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収される予定です。

1. 個人受益者の場合

イ．収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。
- ・ ただし、上記の10%の税率は、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

ロ．解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。
- ・ ただし、上記の10%の税率は、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

2. 法人受益者の場合

イ．収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、軽減税率が適用され、平成25年12月31日までは7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。上記の7%（所得税のみ）の税率は、平成26年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

ロ．益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

- イ．各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。

ロ．受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

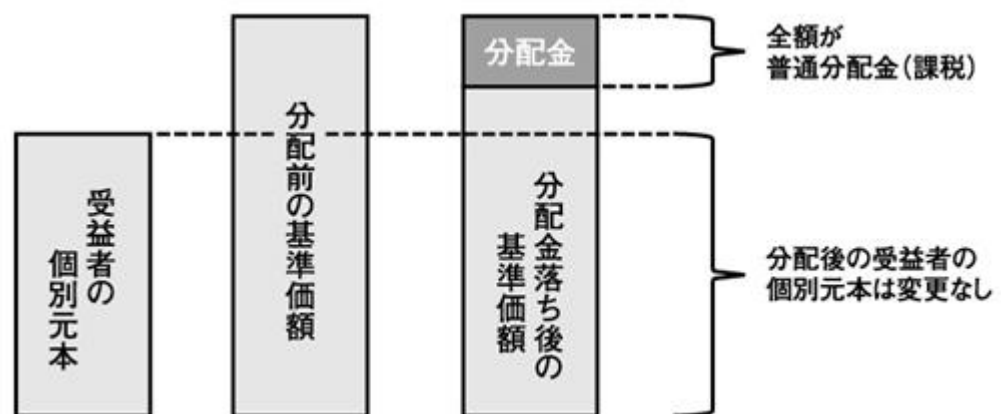
イ．収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

ロ．受益者が収益分配金を受け取る際

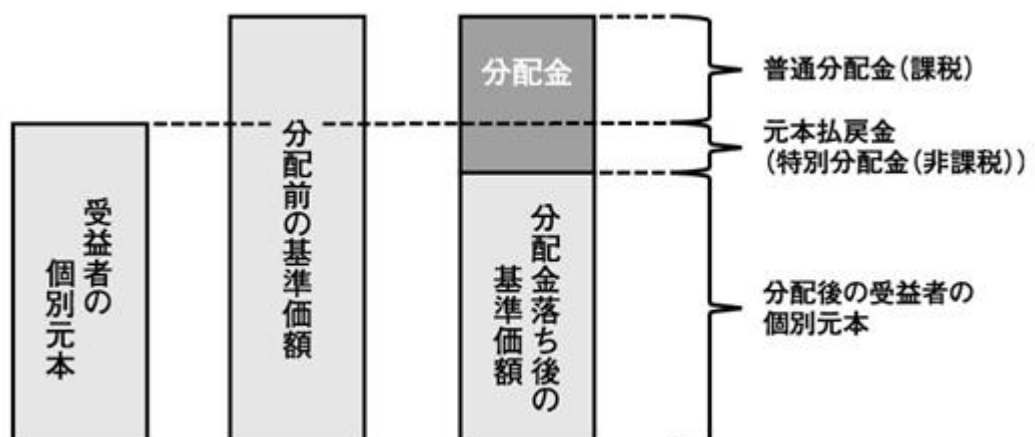
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分との額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンド」

(平成24年 1月31日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,204,851,153	99.08
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	76,013,425	0.92
合計(純資産総額)	-	8,280,864,578	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「ドラゴン・キャピタル・ベトナムマザーファンド」

(平成24年 1月31日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	カナダ	537,204,458	6.55
	キリバス	1,961,062,436	23.90
	ベトナム	5,368,127,907	65.43
投資信託受益証券	ベトナム	75,099,254	0.92
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	-	262,942,604	3.20
合計(純資産総額)	-	8,204,436,659	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンド」

a 投資有価証券明細

(平成24年 1月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ドラゴン・ベトナム マザーファンド	11,113,166,942	0.7623	8,471,567,160	99.08
				0.7383	8,204,851,153	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

(平成24年 1月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.08
合計	99.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(参考)「ドラゴン・キャピタル・ベトナムマザーファンド」

投資有価証券明細

(平成24年 1月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
----------	----	-----	----	----	---------------------	---------------------	-----------------

カナダ	株式	OLYMPUS PACIFIC MINERALS INC COM NEW	素材	15,776,874	25.925 28.593	409,015,458 451,119,990	5.50
カナダ	株式	OLYMPUS PACIFIC MI CDI NPV	素材	3,031,250	27.587 28.399	83,624,912 86,084,468	1.05
キリバス	株式	PN Holdings Limited	米ドル建投資証券	4,345,080	472.792 451.329	2,054,319,932 1,961,062,436	23.90
ベトナム	株式	KINHDO CORPORATION VND10000	生活必需品 - 食品・飲料・タバコ	1,648,230	107.781 106.2	177,647,915 175,042,026	2.13
ベトナム	株式	REFRIGERATION ELEC VND10000	資本財・サービス - 資本財	2,306,360	41.76 46.08	96,313,593 106,277,069	1.30
ベトナム	株式	VIETNAM DAIRY PROD VND10000	生活必需品 - 食品・飲料・タバコ	5,986,980	331.2 306	1,982,887,776 1,832,015,880	22.33
ベトナム	株式	PETROVIETNAM DRILL VND10000	エネルギー	2,596,128	121.32 131.4	314,962,248 341,131,219	4.16
ベトナム	株式	FPT CORPORATION VND10000	情報技術 - テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,589,550	178.2 180	639,657,810 646,119,000	7.88
ベトナム	株式	HAUGIANG PHARMA VND10000	ヘルスケア - 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	901,918	207.062 214.2	186,753,189 193,190,836	2.35
ベトナム	株式	SAIGON SECURITIES VND10000	金融 - 各種金融	439,210	58.68 54	25,772,842 23,717,340	0.29
ベトナム	株式	TAY NINH RUBBER CO VND10000	素材	844,970	121.32 117.36	102,511,760 99,165,679	1.21
ベトナム	株式	VINCOM JSC VND10000	金融 - 不動産	11,760	306 388.8	3,598,560 4,572,288	0.06
ベトナム	株式	PETROVIETNAM FERT VND10000	素材	1,908,390	101.16 98.28	193,052,732 187,556,569	2.29
ベトナム	株式	HOA PHAT GROUP JSC VND10000	素材	2,555,861	62.836 60.48	160,601,011 154,578,473	1.88
ベトナム	株式	DONG PHU RUBBER JS VND10000	素材	848,650	150.48 185.4	127,704,852 157,339,710	1.92
ベトナム	株式	PETROVIETNAM TECHN VND10000	エネルギー	1,711,900	46.08 48.24	78,884,352 82,582,056	1.01
ベトナム	株式	HAGL JSC VND10000	金融 - 各種金融	4,146,180	79.2 74.52	328,377,456 308,973,334	3.77
ベトナム	株式	VIETNAM JOINT STOC VND10000	金融 - 銀行	145,942	36 85.32	5,253,912 12,451,771	0.15
ベトナム	株式	S.P.M CORP VND10000	ヘルスケア - 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	207,590	198 161.28	41,102,820 33,480,115	0.41
ベトナム	株式	BINH CHANH CONSTRU VND10000	金融 - 不動産	1,045,456	54.72 52.2	57,207,352 54,572,803	0.67
ベトナム	株式	VIETNAM EXPORT-IMP VND10000	金融 - 銀行	2,644,603	47.206 52.2	124,842,260 138,048,277	1.68
ベトナム	株式	MASAN GROUP CORP VND10000	生活必需品 - 食品・飲料・タバコ	926,231	403.2 381.6	373,456,339 353,449,749	4.31
ベトナム	株式	BECADEX INFRASTRUC VND10000	金融 - 不動産	9,858,000	34.2 30.96	337,143,600 305,203,680	3.72
ベトナム	株式	BAOVIET HOLDINGS VND10000	金融 - 保険	87,190	207 189	18,048,330 16,478,910	0.20
ベトナム	株式	JS COMM BANK FOREI VND10000	金融 - 銀行	1,329,742	76.309 87.12	101,472,249 115,847,123	1.41
ベトナム	株式	VOSA CORPORATION	資本財・サービス - 運輸	665,000	43.2 39.6	28,728,000 26,334,000	0.32

ベトナム	投資信託受益証券	VIETNAM INVEST FND VND10000	金融 - 各種金融	3,067,780	25.92 24.48	79,516,857 75,099,254	0.92
------	----------	--------------------------------	-----------	-----------	----------------	--------------------------	------

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別投資比率

（平成24年 1月31日現在）

種類	投資比率(%)
株式	95.88
投資信託受益証券	0.92
合計	96.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成22年12月10日)	8,905,557,292	8,905,557,292	0.9809	0.9809
第2期 (平成23年 6月10日)	11,030,668,953	11,056,322,101	0.8600	0.8620
第3期 (平成23年12月12日)	8,808,171,883	8,978,626,840	0.7751	0.7901
平成23年 1月末日	11,125,466,417	-	0.9795	-
平成23年 2月末日	11,570,762,738	-	0.8561	-
平成23年 3月末日	11,263,580,404	-	0.8520	-
平成23年 4月末日	11,913,849,849	-	0.9157	-
平成23年 5月末日	10,343,329,517	-	0.8048	-
平成23年 6月末日	10,676,142,931	-	0.8363	-
平成23年 7月末日	10,012,962,890	-	0.7972	-
平成23年 8月末日	9,955,990,450	-	0.8199	-
平成23年 9月末日	10,185,373,636	-	0.8584	-
平成23年 10月末日	9,750,253,176	-	0.8400	-
平成23年 11月末日	9,208,553,886	-	0.8031	-
平成23年 12月末日	7,732,252,983	-	0.6947	-
平成24年 1月末日	8,280,864,578	-	0.7478	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期 (平成22年 8月10日～平成22年12月10日)	-

第 2 期 (平成22年12月11日～平成23年 6月10日)	0.0020
第 3 期 (平成23年 6月11日～平成23年12月12日)	0.0150

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第 1 期 (平成22年 8月10日～平成22年12月10日)	1.91
第 2 期 (平成22年12月11日～平成23年 6月10日)	12.12
第 3 期 (平成23年 6月11日～平成23年12月12日)	8.13

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第 1 期 (平成22年 8月10日～平成22年12月10日)	9,099,723,794	20,538,550	9,079,185,244
第 2 期 (平成22年12月11日～平成23年 6月10日)	4,684,965,308	937,576,491	12,826,574,061
第 3 期 (平成23年 6月11日～平成23年12月12日)	64,569,841	1,527,480,097	11,363,663,805

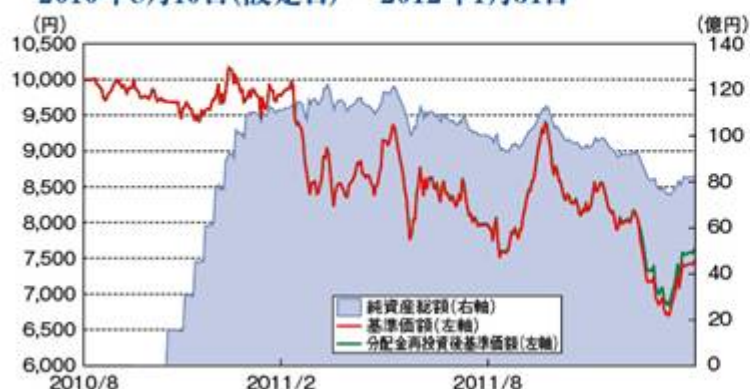
(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）

基準日：2012年1月31日

■基準価額・純資産の推移

2010年8月10日(設定日)～2012年1月31日



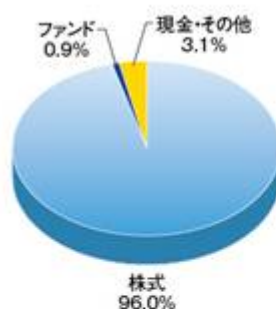
基準価額	7,478円
純資産総額	82.8億円

■分配の推移

期	決算日	分配金額
第1期	2010年12月10日	0円
第2期	2011年6月10日	20円
第3期	2011年12月12日	150円
設定来累計		170円

■主要な資産の状況

【資産配分】



【業種別配分】



【組入れ上位10銘柄】

組入れ銘柄数：27銘柄

銘柄名	業種	投資比率
PNホールディング	複合企業	23.9%
ビナミルク(ベトナム乳業)	食品・タバコ	22.3%
FPT	テクノロジー	7.9%
オリンパス・パシフィック・ミネラルズ	素材	5.5%
マッサングループ	複合企業	4.3%
ベトロベトナム・ドリリング・アンド・ウェル・サービス	エネルギー	4.2%
HAGL	金融総合	3.8%
ベカメックス	資本財	3.7%
ハウザン製薬	薬品・バイオ	2.4%
ベトロベトナム化学肥料	素材	2.3%

■年間収益率の推移

※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと
して計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2010年は、設定時(2010年8月10日)から2010年末までの
騰落率です。※2012年は、2011年末から直近(2012年1月31日)までの
騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい積立投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、ベトナムの証券取引所またはベトナムの銀行のいずれかの休業日と同日の場合には、原則として、お申込みができません。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、ベトナムの証券取引所またはベトナムの銀行のいずれかの休業日と同日の場合には、原則として、お申込みができません。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社の一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>

・電話番号 03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

1口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して7営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせるにより知ることができます。

販売会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権１口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：ベトナムＦ）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

主な運用対象資産の評価基準および評価方法

イ.株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の終値（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日の終値）で評価します。

ロ.外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託契約締結日から平成32年6月10日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が１億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年6月10日までとします。

前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（５）【その他】

信託の終了

イ. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が１億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は、上記イ. にしたがって信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契

約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．上記ロ．の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．上記ロ．からニ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ．からニ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本イ．からト．に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．上記ロ．の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．上記イ．からヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書>

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、当該信託財産の計算期間の末日ごとおよび信託終了時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

信託契約に関する監督官庁の命令

- イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 ロ．の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ．によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のホームページに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。

「自動継続投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の手続に関する事項は、前記の「3 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了 口。」または「3 資産管理等の概要 (5) その他 信託約款の変更等 口。」に規定する書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス： <http://www.capital-am.co.jp/>
- ・ 電話03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成23年6月11日から平成23年12月12日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人（旧称：ピーエー東京監査法人）による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成23年6月10日現在)	第3期 (平成23年12月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	109,052,097	270,121,061
親投資信託受益証券	10,995,144,563	8,757,380,832
未収利息	119	296
流動資産合計	11,104,196,779	9,027,502,189
資産合計	11,104,196,779	9,027,502,189
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,653,148	170,454,957
未払解約金	21,947,219	26,914,144
未払受託者報酬	794,338	681,001
未払委託者報酬	22,837,163	19,578,784
その他未払費用	2,295,958	1,701,420
流動負債合計	73,527,826	219,330,306
負債合計	73,527,826	219,330,306
純資産の部		
元本等		
元本	12,826,574,061	11,363,663,805
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,795,905,108	2,555,491,922
元本等合計	11,030,668,953	8,808,171,883
純資産合計	11,030,668,953	8,808,171,883
負債純資産合計	11,104,196,779	9,027,502,189

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日	第3期 自 平成23年 6月11日 至 平成23年12月12日
営業収益		
受取利息	49,624	18,343
有価証券売買等損益	1,309,148,715	727,763,731
営業収益合計	1,309,099,091	727,745,388
営業費用		
受託者報酬	4,655,874	4,258,166
委託者報酬	133,856,207	122,422,055
その他費用	2,295,958	1,701,420
営業費用合計	140,808,039	128,381,641
営業利益又は営業損失（ ）	1,449,907,130	856,127,029
経常利益又は経常損失（ ）	1,449,907,130	856,127,029
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,449,907,130	856,127,029
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	105,002,027	59,183,515
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	173,627,952	1,795,905,108
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,269,312	218,173,300
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,269,312	218,173,300
剰余金減少額又は欠損金増加額	284,988,217	10,361,643
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	284,988,217	10,361,643
分配金	25,653,148	170,454,957
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,795,905,108	2,555,491,922

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成23年6月11日から平成23年12月12日までとなっております。

(追加情報)

第3期 自 平成23年 6 月11日 至 平成23年12月12日	
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 (平成23年6月10日現在)	第3期 (平成23年12月12日現在)
1. 期首元本額	9,079,185,244円	12,826,574,061円
期中追加設定元本額	4,684,965,308円	64,569,841円
期中一部解約元本額	937,576,491円	1,527,480,097円
2. 担保資産	同左	同左
3. 元本の欠損	1,795,905,108円	2,555,491,922円
4. 計算期間末日における受益権の総数	12,826,574,061口	11,363,663,805口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第2期 自 平成22年12月11日 至 平成23年 6 月10日	第3期 自 平成23年 6 月11日 至 平成23年12月12日
1. その他費用の内訳			
信託事務費用		2,295,958 円	1,701,420 円
2. 分配金の計算過程			
費用控除後の配当等収益額	A	- 円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	- 円
収益調整金額	C	103,927,515 円	92,866,231 円
分配準備積立金額	D	166,305,635 円	128,140,391 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	270,233,150 円	221,006,622 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,826,574,061 口	11,363,663,805 円
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	210.68 円	194.49 円
10,000口当たり分配金額	H	20 円	150 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	25,653,148 円	170,454,957 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 平成22年12月11日 至 平成23年 6 月10日	第3期 自 平成23年 6 月11日 至 平成23年12月12日
----	--	--

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (平成23年6月10日現在)	第3期 (平成23年12月12日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の最終計算期間の損益に含まれた評価差額

第2期（自 平成22年12月11日 至 平成23年 6 月10日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,247,134,453
合計	1,247,134,453

第3期（自 平成23年6月11日 至 平成23年12月12日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	672,054,020
合計	672,054,020

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第2期 （平成23年6月10日現在）		第3期 （平成23年12月12日現在）	
1口当たり純資産額	0.8600円	1口当たり純資産額	0.7751円
（10,000口当たり純資産額	8,600円）	（10,000口当たり純資産額	7,751円）

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種類	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ドラゴン・キャピタル・ ベトナムマザーファンド		11,488,102,889	8,757,380,832	—
	銘柄数	1	11,488,102,889	8,757,380,832	—
	組入れ時価比率	99.42%		100.00%	—
合計				8,757,380,832	—

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは「ドラゴン・キャピタル・ベトナムマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

当ファンドの投資対象ファンドの状況は、以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ドラゴン・キャピタル・ベトナムマザーファンド

（１）貸借対照表

区分	第2期 （平成23年6月10日現在）	第3期 （平成23年12月12日現在）
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	393,412,792	69,722,952
株式	10,584,219,436	8,555,649,701
新株予約権証券	53,776,825	-
投資信託受益証券	119,635,150	81,725,659
未収入金	11,750,892	49,828,192
未収配当金	3,143,812	-
未収利息	66	32
流動資産合計	11,165,938,973	8,756,926,536
資産合計	11,165,938,973	8,756,926,536
負債の部		
流動負債		
未払金	170,618,570	-
流動負債合計	170,618,570	-
負債合計	170,618,570	-
純資産の部		
元本等		
元本	13,395,643,961	11,488,102,889
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,400,323,558	2,731,176,353
元本等合計	10,995,320,403	8,756,926,536
純資産合計	10,995,320,403	8,756,926,536
負債純資産合計	11,165,938,973	8,756,926,536

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準および評価方法	（１）株式および投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 （２）外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

3. 収益および費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額を計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5. その他	当該財務諸表の計算期間は、平成23年6月11日から平成23年12月12日までとなっております。

(追加情報)

第3期 自 平成23年 6 月11日 至 平成23年12月12日	
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 (平成23年6月10日現在)	第3期 (平成23年12月12日現在)
1. 期首元本額	8,404,641,382円	13,395,643,961円
期中追加設定元本額	5,495,281,988円	- 円
期中一部解約元本額	504,279,409円	1,907,541,072円
期末元本額	13,395,643,961円	11,488,102,889円
元本の内訳 ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンド	13,395,643,961円	11,488,102,889円
2. 担保資産	代用有価証券として、担保を提供している資産はありません。	同左
3. 元本の欠損	2,400,323,558円	2,731,176,353円
4. 計算期間末日における受益権の総数	13,395,643,961口	11,488,102,889口

(注) は、当該親投資信受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 (自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日)	第3期 (自 平成23年 6 月11日 至 平成23年12月12日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日)	第3期 (自 平成23年6月11日 至 平成23年12月12日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の最終計算期間の損益に含まれた評価差額

第2期（自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日）

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
新株予約権付社債(転換社債)	4,158,581
株式	522,623,419
投資信託受益証券	25,899,595
合計	552,681,595

第3期（自 平成23年6月11日 至 平成23年12月12日）

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	223,614,945
投資信託受益証券	24,971,729
合計	248,586,674

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第2期 （平成23年6月10日現在）		第3期 （平成23年12月12日現在）	
1口当たり純資産額	0.8208 円	1口当たり純資産額	0.7623 円
（10,000口当たり純資産額	8,208 円）	（10,000口当たり純資産額	7,623 円）

（３）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	

株式	ベトナム・ドン	VINCOM JSC VND10000	11,760	85,000	999,600,000
		HAGL JSC VND10000	4,448,950	22,000	97,876,900,000
		BECAMEX INFRASTRUC VND10000	10,058,000	9,500	95,551,000,000
		VIETNAM JOINT STOC VND10000	48,870	18,900	923,643,000
		PETROVIETNAM DRILL VND10000	2,596,128	33,700	87,489,513,600
		VOSA CORPORATION	665,000	12,000	7,980,000,000
		BAOVIET HOLDINGS VND10000	137,190	57,500	7,888,425,000
		SAIGON THUONG TIN VND10000	46,000	14,100	648,600,000
		VIETNAM DAIRY PROD VND10000	5,986,980	92,000	550,802,160,000
		PETROVIETNAM FERT VND10000	1,908,390	28,100	53,625,759,000
		HAUGIANG PHARMA VND10000	892,598	57,500	51,324,385,000
		KINHDO CORPORATION VND10000	1,548,230	30,000	46,446,900,000
		HOA PHAT GROUP JSC VND10000	2,323,510	19,200	44,611,392,000
		REFRIGERATION ELEC VND10000	3,706,360	11,600	42,993,776,000
		SONGDA URBAN & IND VND10000	1,930	20,500	39,565,000
		PETROVIETNAM TECHN VND10000	2,932,600	12,800	37,537,280,000
		DONG PHU RUBBER JS VND10000	848,650	41,800	35,473,570,000
		VIETNAM EXPORT-IMP VND10000	2,611,203	13,100	34,206,759,300
		SAIGON SECURITIES VND10000	1,789,210	16,300	29,164,123,000
		TAY NINH RUBBER CO VND10000	844,970	33,700	28,475,489,000
		JS COMM BANK FOREI VND10000	1,279,392	21,100	26,995,171,200
		DOMESCO MEDICAL IM VND10000	1,241,046	20,500	25,441,443,000
		FPT CORPORATION VND10000	3,589,550	49,500	177,682,725,000
		BINH CHANH CONSTRU VND10000	1,045,456	15,200	15,890,931,200
		S.P.M CORP VND10000	207,590	55,000	11,417,450,000
		MASAN GROUP CORP VND10000	926,231	112,000	103,737,872,000
計		銘柄数：	26		1,615,224,432,300
		組入時価比率：	68.25%		(5,976,330,399) 69.85%
米国ドル	計	PN Holdings Limited	4,345,080	6.19	26,896,045.2
		銘柄数：	1		26,896,045.2
		組入時価比率：	23.86%		(2,089,284,791) 24.42%
カナダ・ドル	計	OLYMPUS PACIFIC MINERALS INC COM15776874.00	15,776,874	0.34	5,364,137.16
		銘柄数：	1		5,364,137.16
		組入時価比率：	4.67%		(408,532,686) 4.78%
オーストラリア・ドル	計	OLYMPUS PACIFIC MI CDI NPV	3,031,250	0.34	1,030,625
		銘柄数：	1		1,030,625
		組入時価比率：	0.93%		(81,501,825) 0.95%
合計					1,615,257,723,107.36
					(8,555,649,701)

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注３）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
ベトナム・ドン	株式26銘柄	68.25%	69.85%
米国ドル	株式1銘柄	23.86%	24.42%
カナダ・ドル	株式1銘柄	4.67%	4.78%
オーストラリア・ドル	株式1銘柄	0.93%	0.95%

（注１）組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

（イ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	評価額 （邦貨）
----	----	----	-----------	------	-----	-------------

投資信託 受益証券	ベトナム・ドン	VIETNAM INVEST FND VND10000		3,067,780	22,088,016,000	81,725,659
	計	銘柄数： 組入時価比率：	1 0.93%	3,067,780	22,088,016,000 100.00%	81,725,659
	合計					81,725,659

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注３）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券 時価比率	合計金額に 対する比率
ベトナム・ドン	投資信託受益証券1銘柄	100.00%	100.0%

（注１）組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンド」

(平成24年1月31日現在)

資産総額	8,292,788,068円
負債総額	11,923,490円
純資産総額(-)	8,280,864,578円
発行済数量	11,074,071,343口
1口当たり純資産額(/)	0.7478円

(参考)「ドラゴン・キャピタル・ベトナムマザーファンド」

(平成24年1月31日現在)

資産総額	8,222,848,698円
負債総額	18,412,039円
純資産総額(-)	8,204,436,659円
発行済数量	11,113,166,942口
1口当たり純資産額(/)	0.7383円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については

原則として取得申込者（とします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成24年1月末日現在）

(1) 資本金等

資本金の額

280百万円

会社が発行する株式総数

40,000株

発行済株式総数

10,305株

（優先株式 1,600株）

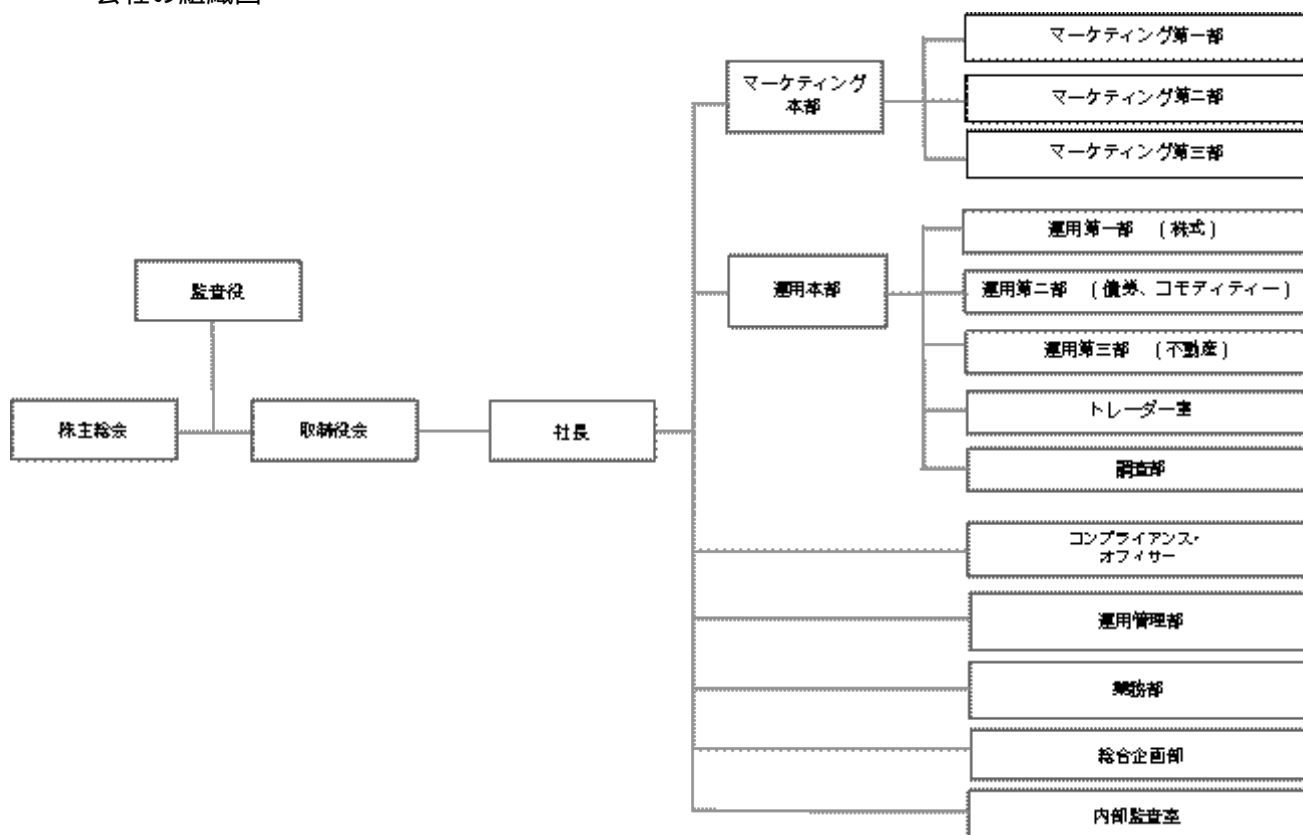
（普通株式 8,705株）

過去5年間における資本金の増減

年月日	増資額	増資後資本金
平成20年3月28日	5,499.9万円	18,000万円
平成21年7月23日	5,000万円	23,000万円
平成22年2月28日	5,000万円	28,000万円

(2) 委託会社の機構

会社の組織図



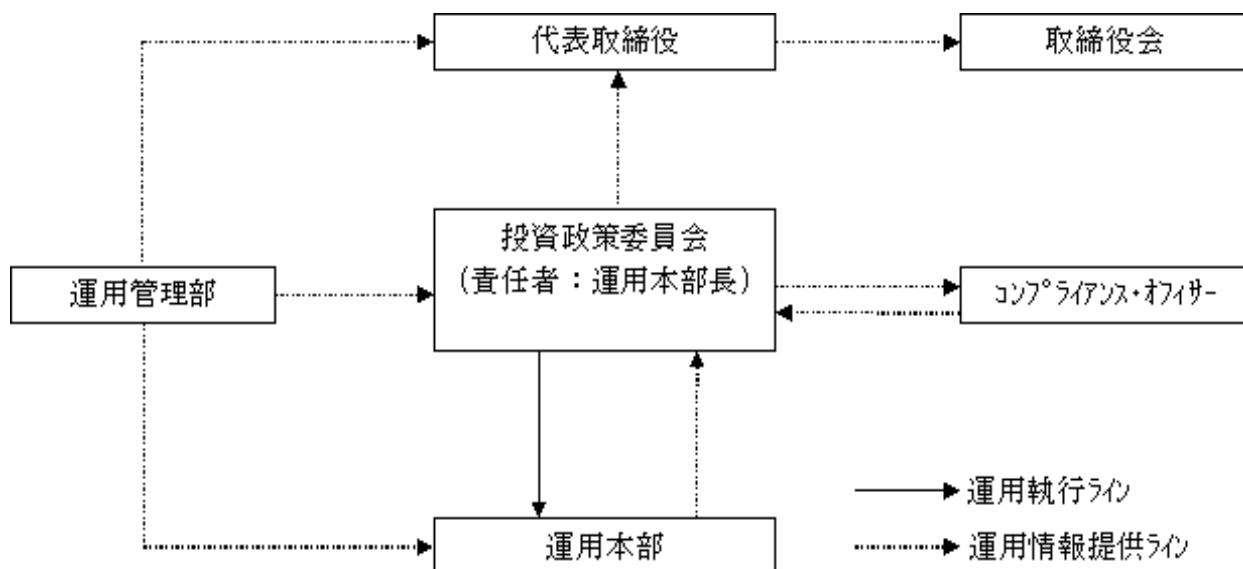
（注）上記組織は、平成24年1月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議

決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後２年以内、監査役は、就任後４年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長各１名を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、平成24年1月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成24年1月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	7本	10,850百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

- 1) 委託会社であるキャピタル アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。第7期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第8期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、ピーエー東京監査法人（現：UHY東京監査法人）により監査を受け、また、第8期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第9期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大により中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		第 7 期 (平成22年 3 月31日現在)		第 8 期 (平成23年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金			8,475		29,554
2 立替金			5,999		9,810
3 前払費用			792		840
4 未収入金			1,458		37
5 未収委託者報酬			1,559		36,622
6 未収運用受託報酬			1,080		1,806
7 未収その他報酬			3,348		3,150
8 未収収益			1,669		173
9 未収消費税			1,482		-
10 預け金			10,201		-
11 その他			-		28
流動資産合計			36,067		82,024
固定資産					
1 有形固定資産	1		1,216		743
(1) 器具備品		1,216		743	
2 無形固定資産			1,245		582
(1) 電話加入権			52	52	
(2) ソフトウエア			1,193	530	
3 投資その他の資産			79,061		75,712
(1) 投資有価証券	2	77,454		73,830	
(2) 敷金		1,607		-	
(3) 関係会社株式		-		1,881	
固定資産合計			81,524		77,038
繰延資産					
1 入会金			1,000		-
繰延資産合計			1,000		-
資産合計			118,591		159,063
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金	3		14,175		44,969
2 預り金			10,256		311
3 未払代行手数料	3		1,544		12,766
4 未払費用			-		36,653
5 未払配当金			1,088		-
6 未払法人税等			2,064		1,320
7 賞与引当金			-		1,680
8 その他			-		786
流動負債合計			29,129		98,488
負債合計			29,129		98,488
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			280,000		280,000

2 資本剰余金			77,924		77,924
（１）資本準備金		75,251		75,251	
（２）その他資本剰余金		2,672		2,672	
3 利益剰余金			268,462		298,950
（１）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		268,462		298,950	
株主資本合計			89,461		58,973
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			-		1,601
評価・換算差額等合計			-		1,601
純資産合計			89,461		60,575
負債及び純資産合計			118,591		159,063

(2) 【損益計算書】

		第 7 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第 8 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業収益			
1 委託者報酬		27,981	164,897
2 運用受託報酬		12,375	13,695
3 商品投資顧問料		-	15,855
4 その他営業収益		3,836	2,052
営業収益合計		44,193	196,500
営業費用			
1 支払手数料	1	13,411	61,286
2 広告宣伝費		1,582	260
3 調査費		4,910	67,016
4 委託計算費		13,261	9,579
5 営業雑経費		8,118	19,111
（１）通信費		1,242	5,756
（２）協会費		1,439	1,962
（３）印刷費		3,205	11,392
（４）情報費		2,230	-
営業費用合計		41,283	157,253
一般管理費			
1 給料		65,400	97,060
（１）役員報酬		11,032	10,800
（２）給料・手当		47,961	74,316
（３）賞与		-	4,900
（４）賞与引当金繰入額		-	1,680
（５）法定福利費		6,406	5,363
2 旅費交通費		512	5,976
3 租税公課		2,800	2,082
4 不動産賃借料		8,015	10,562
5 減価償却費		1,159	1,075
6 業務委託費		7,468	7,544
7 諸経費		2,525	14,692
一般管理費合計		87,880	138,995

営業損失（ ）		84,970		99,748
営業外収益				
1 投資有価証券利息		4,813		864
2 受取利息		3		1
3 雑収入		2		1,190
4 為替差益		11,962		-
営業外収益合計		16,781		2,055
営業外費用				
1 繰延資産償却		1,853		-
2 為替差損		-		3,165
3 その他		-		1,496
営業外費用合計		1,853		4,672
経常損失（ ）		70,042		102,353
特別利益				
1 投資有価証券売却益		50		-
2 経営支援益	4	-		75,460
3 その他		-		205
特別利益合計		50		75,666
特別損失				
1 固定資産除却損	3	542		108
2 投資有価証券売却損		2,970		414
3 投資有価証券評価損		13,541		217
4 関係会社株式評価損		-		2,770
特別損失合計		17,054		3,511
税引前当期純損失（ ）		87,046		30,198
法人税、住民税及び事業税		290		290
法人税等調整額		41,006		-
当期純損失（ ）		128,343		30,488

(3) 【株主資本等変動計算書】

	第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
株主資本		
資本金		
前期末残高	180,000	280,000
当事業年度中の変動額		
増資	100,000	-
当事業年度中の変動額合計	100,000	-
当期末残高	280,000	280,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	32,251	75,251
当事業年度中の変動額		
増資	43,000	-
当事業年度中の変動額合計	43,000	-

当期末残高	75,251	75,251
その他資本剰余金		
前期末残高	-	2,672
当事業年度中の変動額		
増資	2,672	-
当事業年度中の変動額合計	2,672	-
当期末残高	2,672	2,672
資本剰余金合計		
前期末残高	32,251	77,924
当事業年度中の変動額		
増資	45,672	-
当事業年度中の変動額合計	45,672	-
当期末残高	77,924	77,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	140,119	268,462
当事業年度中の変動額		
当期純損失（ ）	128,343	30,488
当事業年度中の変動額合計	128,343	30,488
当期末残高	268,462	298,950
利益剰余金合計		
前期末残高	140,119	268,462
当事業年度中の変動額		
当期純損失（ ）	128,343	30,488
当事業年度中の変動額合計	128,343	30,488
当期末残高	268,462	298,950
株主資本合計		
前期末残高	72,131	89,461
当事業年度中の変動額		
増資	145,672	-
当期純損失（ ）	128,343	30,488
当事業年度中の変動額合計	17,330	30,488
当期末残高	89,461	58,973
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	-
当事業年度中の変動額		
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	1,601
当事業年度中の変動額合計	-	1,601
当期末残高	-	1,601

評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	-
当事業年度中の変動額		
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	1,601
当事業年度中の変動額合計	-	1,601
当期末残高	-	1,601
純資産合計		
前期末残高	72,131	89,461
当事業年度中の変動額		
増資	145,672	-
当期純損失（ ）	128,343	30,488
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	1,601
当事業年度中の変動額合計	17,330	28,886
当期末残高	89,461	60,575

[重要な会計方針]

項目	第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準および 評価方法	投資有価証券 個別法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用 しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却 原価は、移動平均法により算 定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。

2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4年～5年 (追加情報) 当社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 この結果による損益への影響は軽微です。 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4年～5年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く。） 同左
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
4 繰延資産の償却方法	入会金 繰延資産として計上した入会金は、譲渡不可能な権利金であるため資産として繰延べ、5年均等償却しております。	-
5 引当金の計上基準	-	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (追加情報) 合併により課税業者になったため、当期より税抜方式によって処理しております。	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

第7期 (平成22年3月31日現在)	第8期 (平成23年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

1．有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 12,281千円	1．有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 9,286千円 2．投資有価証券のうち、国債10,000千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。 3．関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 42,762千円 未払代行手数料 6,112千円
--	--

(損益計算書関係)

第 7 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第 8 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払手数料 863千円 2．役員報酬額の範囲額 取締役 年額 60,000千円 監査役 年額 5,000千円 3．固定資産除却損の内容は次の通りであります。 器具備品 542千円	1．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払手数料 30,983千円 3．固定資産除却損の内容は次の通りであります。 器具備品 108千円 4．経営支援益は、当社の純資産額を一定水準に維持し、財務基盤の安定化を図るための親会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社からの支援であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第 7 期(自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日)

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,800	6,905	-	8,705
優先株式	1,600	-	-	1,600
合計	3,400	6,905	-	10,305

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
優先株式	1,600	-	-	1,600
合計	10,305	-	-	10,305

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第8期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）			
ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。			
リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当事業年度残高相当額			
(単位：千円)			
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	当事業年度 残高相額
コピー複合機一式	2,743	1,600	1,143
合計	2,743	1,600	1,143

(2) 未経過リース料当事業年度残高相当額

1 年内 560千円

1 年超 620千円

合計 1,180千円

(3) 支払リース料、減価償却費用相当額及び支払利息相当額

支払リース料 579千円

減価償却費相当額 548千円

支払利息相当額 31千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

(金融商品に関する注記)

第 7 期(平成22年3月31日現在)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定し、親会社等からの出資を募って資金調達を行っております。銀行借入れによる調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、契約により決定された委託報酬及び運用受託報酬等の期末未収分の形状に限定されるため、信用リスクに晒されることはありません。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスク及び時価の変動リスクにも晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の場合、営業債権は契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはない、営業債権について信用リスクに晒されることはありません。

市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の中に外貨運用が含まれるため、これに関する為替リスクについては、日々の動きを観察し、ヘッジ取引の実行も検討することがあります。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に於ける的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

２．金融商品の時価などに関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	8,475	8,475	-
（２）未収収益	7,658	7,658	-
（３）未収入金	1,458	1,458	-
（４）投資有価証券	77,454	77,454	-
資 産 計	95,046	95,046	-
（１）未払金	14,083	14,083	-
（２）未払配当金	1,088	1,088	-
（３）未払法人税等	701	701	-
（４）未払事業税等	1,363	1,363	-
（５）未払手数料	1,544	1,544	-
（６）預り金	10,256	10,256	-
負 債 計	39,294	39,294	-
デリバティブ取引	-	-	-

１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

現金及び預金、未収収益及び未収入金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券は、銘柄別に時価の把握が可能であるため、当該時価によっています。

負 債

未払金、未払配当金、未払法人税等、未払事業税等、未払手数料及び預り金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額（千円）
敷 金	1,607

（追加情報）

前事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しています。

第 8 期(平成23年3月31日現在)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、契約により決定された委託報酬及び運用受託報酬等の期末未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスク及び時価の変動リスクにも晒されています。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の場合、営業債権は契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買の予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものとします。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

２．金融商品の時価などに関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	29,554	29,554	-
（２）未収委託者報酬	36,622	36,622	-
（３）未収運用受託報酬	1,806	1,806	-
（４）未収その他報酬	3,150	3,150	-
（５）未収収益	173	173	-
（６）未収入金	37	37	-
（７）投資有価証券	73,830	73,830	-
（８）未払金	(44,969)	(44,969)	-
（９）未払代手手数料	(12,766)	(12,766)	-
（１０）未払費用	(36,653)	(36,653)	-

(*1)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収その他報酬、(5)未収収益、並びに(6)

未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(7)投資有価証券

銘柄別に時価の把握が可能であるため、当該時価によっています。

(8)未払金、(9)未払代 hands 手数料及び(10)未払費用

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
(1) 其他有価証券	
非上場株式	0
(2) 関係会社株式	
子会社株式	1,881
合計	1,881

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(7)投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第7期(平成22年3月31日現在)

1. 其他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超える もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	21,625	22,048	422
	小計	21,625	22,048	422
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	69,370	55,406	13,964
	小計	69,370	55,406	13,964
計		90,995	77,454	13,541

2. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第8期(平成23年3月31日現在)

1. 其他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超える もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	18,585	19,022	437
	(3) その他	14,577	14,581	4
	小計	33,162	33,603	441
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	42,119	40,227	1,892
	(3) その他	-	-	-
	小計	42,119	40,227	1,892
計		75,281	73,830	1,451

２．当事業年度に売却したその他有価証券

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資有価証券	7,033	114	528

３．時価評価されていない有価証券

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	0
(2) 関係会社株式 子会社株式	1,881
合計	1,881

（注）減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度末においては、2,988千円（非上場株式217千円、子会社株式2,770千円）を減損処理しております。

（税効果会計関係）

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
----	--	--

単位：千円		
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳	繰延税金資産は、当期において全額取り崩しております。	繰延税金資産 賞与引当金 683 未払事業税 419 関係会社株式評価損 1,483 投資有価証券評価損 7,065 繰越欠損金 195,369 繰延税金資産合計 205,020 評価性引当金 205,020 繰延税金資産 0
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第8期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第8期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資運用業	商品投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	178,593	15,855	2,052	196,500

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン諸島	その他	合計
168,583	25,865	2,052	196,500

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ヒューミント・エジプト株式オープン	16,955	投資運用業
フィリピン株ファンド	15,815	投資運用業

南アフリカ株ファンド	13,817	投資運用業
ドラゴン・キャピタル・ ベトナムファンド	89,871	投資運用業

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するサービスの種類
リアル・エステート・ プロパティ・リミテッド	10,010	投資運用業

（追加情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

第7期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	キャピタル・パート ナーズ証券㈱	東京都 中央区	2,850	金融商品 取扱会社	94.4	あり	業務受託	証券代行 手数料	863	支払 手数料	863

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2 子会社等

該当事項はありません。

3 兄弟会社等

該当事項はありません。

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性種類	会社等の 名称又は氏名	所在地 住所	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 被所有 割合(%被所 有割合)	事業上関 連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル・パート ナーズ証券㈱	東京都 中央区	2,850	金融商品 取扱会社	82.9	業務受託	証券代行 手数料の支払	30,983	未払代行 手数料	6,112
							備品の レンタル	1,416	未払金	42,762
							経営支援	75,460		

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル・パートナーズ・ホールディングス株式会社（非上場）

キャピタル・パートナーズ証券株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第7期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	8,681円39銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	12,454円44銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純資産額の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	89,461
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
株式に係る期末の純資産額(千円)	89,461
期末の株式数(株)	10,305

(注) 1株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失()(千円)	128,343
株主に帰属しない金額(千円)	-
株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	128,343
期末の株式数(株)	10,305

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

項目	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	4,529円00銭
1株当たり当期純損失()	3,961円86銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当事業年度純資産額の算定上の基礎

項目	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
----	--

貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	60,575
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	100,000
優先株式の払込出資額(千円)	80,000
優先株式の累積要配当額(平成22年3月分)(千円)	16,000
優先株式の累積要配当額(平成23年3月分)(千円)	4,000
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	39,424
普通株式の当事業年度末株式数(株)	8,705

(注) 1株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎

項目	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失()(千円)	30,488
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	4,000
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	34,488
普通株式の当期平均株式数(株)	8,705

(重要な後発事象)

該当ありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成23年 9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金			1,493
2 立替金			5,966
3 前払費用			1,445
4 未収入金			83
5 未収委託者報酬			32,487
6 未収収益			1,557
7 その他			494
流動資産合計			43,528
固定資産			
1 有形固定資産	2		3,428
(1) 建物		1,728	
(2) 器具備品		1,700	
2 無形固定資産			13,114
(1) 電話加入権		52	
(2) ソフトウェア		13,062	
3 投資その他の資産			79,287
(1) 投資有価証券	3	77,405	
(2) 関係会社株式		1,881	
固定資産合計			95,830
資産合計			139,359

		当中間会計期間末 (平成23年 9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1 預り金			347
2 未払金			68,286
3 未払費用			10,258
4 未払法人税等			1,075
5 賞与引当金			642
6 その他			2,604
流動負債合計	1		83,214
固定負債			
繰延税金負債			1,700
固定負債合計			1,700
負債合計			84,914
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金			280,000
2 資本剰余金			77,924
(1) 資本準備金		75,251	
(2) その他資本剰余金		2,672	

3 利益剰余金		293,719
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	293,719	
株主資本合計		64,204
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		9,759
評価・換算差額等合計		9,759
純資産合計		54,444
負債及び純資産合計		139,359

(2)中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			171,432
2 運用受託報酬			1,853
3 商品投資顧問料			6,832
4 その他営業収益			892
営業収益合計			181,011
営業費用			
1 支払手数料			55,925
2 広告宣伝費			2,025
3 調査費			64,957
4 委託計算費			10,802
5 営業雑経費			5,033
(1) 通信費		1,007	
(2) 協会費		1,013	
(3) 印刷費		3,013	
営業費用合計			138,744
一般管理費			
1 給料			24,191
(1) 役員報酬		1,303	
(2) 給料・手当		20,607	
(3) 賞与引当金繰入額		642	
(4) 法定福利費		1,639	
2 旅費交通費			649
3 租税公課			1,063
4 不動産賃借料			2,997
5 減価償却費			1,748
6 業務委託費			4,345
7 その他一般管理費			5,488
一般管理費合計			40,484
営業利益			1,781

		当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 有価証券利息			638
2 受取利息			774
3 その他			20
営業外収益合計			1,433
営業外費用			
1 為替差損			51
営業外費用合計			51
経常利益			3,164
特別損失			
1 固定資産除却損			153
2 投資有価証券売却損			92
特別損失合計			246
税引前中間純利益			2,918
法人税、住民税及び事業税			165
中間純利益			2,752

[重要な会計方針]

項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4年～5年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）により償却しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

〔会計方針の変更〕

その他有価証券の評価差額の処理方法の変更

その他有価証券に属する外貨建債券の時価評価に係る評価差額については、従来、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額として純資産の部に計上し、それ以外の換算差額については為替差損益として処理していましたが、当中間会計期間より、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額による換算差額の全額を評価差額として純資産の部に計上する原則的な処理に変更いたしました。

この変更は、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目的とした投資有価証券について、短期的な為替相場変動による期間損益への影響を排除し、投資目的に応じた損益状況をよりの確に表示するために行ったものであります。当該会計方針の変更は遡及適用されております。

当中間会計期間に係る中間財務諸表に比較情報が含まれておりませんが、仮に遡及適用された比較情報を作成した場合には、中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額及び前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額等は以下のとおりとなります。なお、前事業年度及び前中間会計期間に係る１株当たり情報に対する影響等は、当該個所に記載しております。

前事業年度の貸借対照表は、遡及適用を行う前と比べて、繰延税金負債、利益剰余金がそれぞれ1,700千円、2,478千円増加し、その他有価証券評価差額金が4,178千円減少する結果、当該科目はそれぞれ1,700千円、296,471千円、2,577千円となります。

また、前中間会計期間の損益計算書は、遡及適用を行う前と比べて、為替差損、経常損失、税引前中間純損失がそれぞれ2,948千円減少し、法人税等調整額が1,199千円増加し、中間純損失が1,748千円減少する結果、経常損失、税引前中間純損失、中間純損失はそれぞれ74,724千円、14,089千円、15,433千円となります。

前事業年度の期首における純資産に対する累積的影響額により、遡及適用後の中間株主資本等変動計算書の利益剰余金期首残高は668千円増加し、その他有価証券評価差額金期首残高は1,126千円減少する結果、当該科目はそれぞれ267,794千円、1,126千円となります。

〔追加情報〕

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

〔注記事項〕

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
1. 仮払消費税等および仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	
2. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	211千円
器具備品	6,986千円
3. 投資有価証券のうち、国債10,000千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
--

1. 減価償却費の内容は次の通りであります。

有形固定資産減価償却費額 495千円

無形固定資産減価償却費額 1,252千円

（リース取引関係）

当中間会計期間(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年 3 月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末

残高相当額

（単位：千円）

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	当中間会計期間末 残高相当額
コピー複合機一式	2,743	1,875	868
合計	2,743	1,875	868

（２）未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

1 年内 566千円

1 年超 335千円

合計 901千円

（３）支払リース料、減価償却費用相当額及び支払利息相当額

支払リース料 289千円

減価償却費相当額 278千円

支払利息相当額 11千円

（４）減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

当中間会計期間末(平成23年 9 月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成23年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	1,493	1,493	—
（２）未収委託者報酬	32,487	32,487	—
（３）投資有価証券	77,405	77,405	—
資 産 計	111,386	111,386	—
（１）未払金	68,286	68,286	—
（２）未払費用	10,258	10,258	—

負債計	78,545	78,545	—
-----	--------	--------	---

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、未収委託者報酬は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券は、銘柄別に時価の把握が可能であるため、当該時価によっています。

負債

未払金、未払費用は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
（１）其他有価証券 非上場株式	0
（２）関係会社株式 子会社株式	1,881
合計	1,881

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（３）投資有価証券」には含めておりません。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあり得ます。

（有価証券関係）

当中間会計期間末(平成23年 9月30日)

１．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

２．其他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	—	—	—
	（２）債券	28,192	27,589	603
	（３）その他	—	—	—
	小計	28,192	27,589	603
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	—	—	—
	（２）債券	42,414	51,742	9,327
	（３）その他	6,798	7,834	1,036
	小計	49,213	59,576	10,363

合計	77,405	87,165	9,759
----	--------	--------	-------

３．時価評価されていない有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
（１）其他有価証券 非上場株式	0
（２）関係会社株式 子会社株式	1,881
合計	1,881

（注）減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	商品投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	174,127	6,832	51	181,011

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
180,021	938	51	181,011

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンド	126,530	投資運用業

(1 株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	5,233円26銭
1 株当たり当中間会計期間純利益	316円14銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当中間会計 期間純利益金額については、潜在株式が存在 しないため記載しておりません。

1 . 1 株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	54,444
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	100,000
優先株式の払込出資額(千円)	80,000
優先株式の累積要配当額(平成22年 3 月分)(千円)	16,000
優先株式の累積要配当額(平成23年 3 月分)(千円)	4,000
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	45,556
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	8,705

2 . 1 株当たり当中間会計期間純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	2,752
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	—
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	2,752
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	8,705

3 . 「会計方針の変更」に記載のとおり、当中間会計期間よりその他有価証券の評価差額の処理方法を変更しており、当該変会計方針の変更は遡及適用されております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の 1 株当たり純資産は195円34銭減少し、 4,724円34 銭となり、また、前中間会計期間の 1 株当たり中間純損失は200円89銭減少し、 1,773円00銭となります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、 および において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 10,000百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,850百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
株式会社SBI証券	47,937百万円	同上
東洋証券株式会社	13,494百万円	同上
エース証券株式会社	8,831百万円	同上
丸八証券株式会社	3,676百万円	同上
安藤証券株式会社	2,280百万円	同上
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,000百万円	同上
香川証券株式会社	555百万円	同上

平成23年9月末現在

投資顧問会社

名 称 ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド

資本金の額 50,000米ドル（約389万円、1米ドル＝77.85円、平成23年7月末現在）

事業の内容 ドラゴン・キャピタル・グループ・リミテッドの子会社。ケイマン諸島の法律のもとで設立された有限責任会社。投資顧問業務を行なっています。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管・管理、基準価額の計算等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

投資顧問会社

委託会社との間に締結した「投資顧問契約」に基づき、マザーファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。

3【資本関係】

販売会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社は、委託会社であるキャピタル アセットマネジメント株式会社の株式を7,365株保有しております（平成24年1月末現在、発行済普通株式数に対する比率は、84.6%です。）。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日	備考
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年 7月20日	
有価証券報告書	平成23年 9月9日	
有価証券届出書	平成23年 9月9日	

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月30日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若槻 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年 2 月27日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 若槻 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドラゴン・キャピタル・ベトナムファンドの平成23年6月11日から平成23年12月12日までの第3期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンドの平成23年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務試行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月30日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 尚明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月22日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中**監 査 法 人 五 大**指定社員
業務執行社員

公認会計士 齊 藤 栄 太 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間よりその他有価証券に属する外貨建債券の時価評価に係る評価差額の処理方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の中間監査意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。